

## 新旧対照表（小樽市地域公共交通活性化協議会分科会規程の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議、検討及び調整を行うものとする。</p> <p>(組織) 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、協議会の会長が指名する。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会に分科会長を置く。 2 分科会長は、協議会の会長が指名する。 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。 4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。 2 会議は、分科会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 4 分科会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により分科会員となった者は、この限りでない。 5 前項の代理者は、分科会員とみなす。 6 分科会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに文書による回議をもってこれに代えることができる。 (1) 協議事項が軽易なものであるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(報告)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議、検討及び調整を行うものとする。</p> <p>(組織) 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、協議会の会長が指名する。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会に分科会長を置く。 2 分科会長は、協議会の会長が指名する。 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。 4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。 2 会議は、分科会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 4 分科会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により分科会員となった者は、この限りでない。 5 前項の代理者は、分科会員とみなす。 6 分科会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに文書による回議をもってこれに代えることができる。 (1) 協議事項が軽易なものであるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(報告)</p>

第6条 分科会長は、会議の協議、検討及び調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(謝金)

第7条 謝金は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■市内における地域公共交通の在り方に関する事項 ■地域公共交通網形成計画の策定又は変更に関する事項 ■その他協議会の会長が必要と認める事項

第6条 分科会長は、会議の協議、検討及び調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(謝金)

第7条 謝金は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。  
この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■市内における地域公共交通の在り方に関する事項 ■地域公共交通網形成計画の策定又は変更に関する事項 ■その他協議会の会長が必要と認める事項
<u>生活交通確保維持改善計画分科会</u>	■ <u>生活交通確保維持改善計画に関する事項</u>